
選択的介護モデル事業 報告書

<概要版>

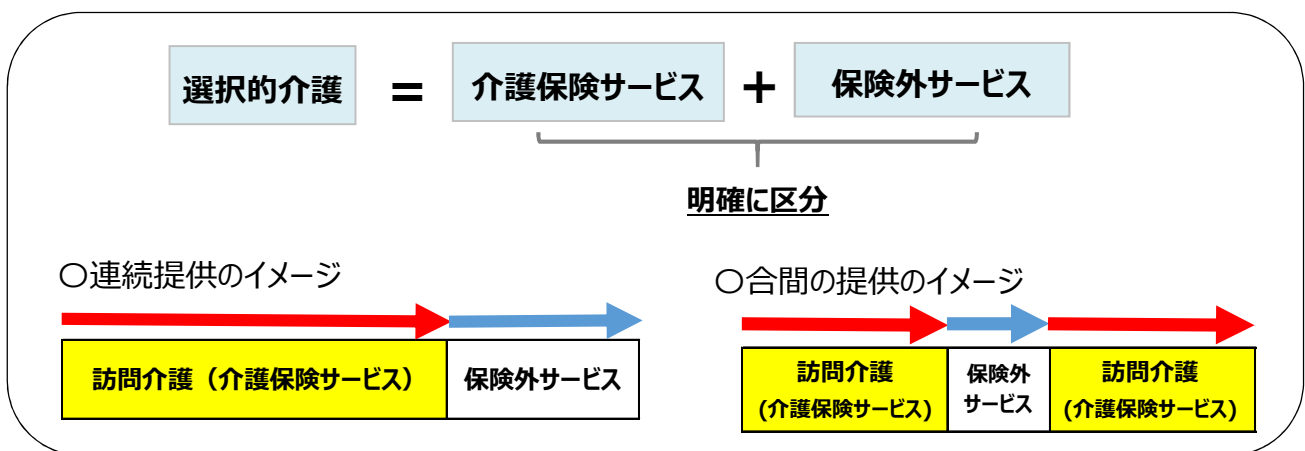
令和3年3月

東京都・豊島区

選択的介護モデル事業の概要

「選択的介護」とは

- 介護保険制度では、高齢者の多様なニーズに対応できるよう、一定の条件の下で介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供することが認められており、東京都ではこうしたサービス形態を「選択的介護」と呼んでいます。
- 選択的介護では、介護保険サービスの提供の前後に連続して保険外サービスを提供したり、介護保険サービスの提供時間の合間に保険外サービスを提供したりすることができます。
- 東京都では、平成30年度から豊島区と連携してモデル事業を実施しました。



モデル事業実施の意義

地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護保険サービスだけでなく保険外サービス等も活用して、高齢者の生活をトータルで支援していく仕組みが必要となっています。

期待される効果

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供することで、利用者の利便性や介護事業者の運営効率の向上等の効果が期待されています。

※平成30年度からモデル事業で提供したサービス（訪問介護と保険外サービスを明確に区分し、組み合わせて提供するサービス）は、厚生労働省通知「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて（平成30年9月28日老振発0928第1号。以下「928通知」という。）」の発出により実施可能であることが明確になったため、**現在は豊島区以外の自治体においても実施可能（国家戦略特区制度の活用等は不要）**となっています。

選択的介護モデル事業の概要

モデル事業で実施したサービス

- 平成30年度から実施したモデル事業では、**訪問介護と保険外サービスを明確に区分し、組み合わせて提供するサービス**を以下の3区分で実施しました。

居宅内のサービス：日常生活の支援

訪問介護の提供の前後や提供時間の合間に、生活援助を中心とした保険外サービスを提供するサービス

(例) 書類の確認・分別、ペットの世話、庭掃除や客間の片付け、同居家族分の家事 など

居宅外のサービス：外出の支援

訪問介護の提供の前後や提供時間の合間に、利用者の意向に合わせた外出支援を行うサービス

(例) 日用品以外の買い物への同行、趣味等への同行、友人等へのお見舞いへの同行、お墓参りへの同行 など

見守り等のサービス：カメラやセンサーを活用した支援

利用者の自宅に設置したカメラやセンサーで24時間見守りを行い、必要に応じてヘルパーが電話による連絡や訪問を行うサービス

- 令和元年度から実施したモデル事業では、**通所介護・居宅介護支援と保険外サービスを明確に区分し、組み合わせて提供するサービス**を以下の2区分で実施しました。

デイサービスでの健康・療養支援サービス

薬剤師・管理栄養士がデイサービスを訪問して、お薬相談、薬のお届け、健康相談・栄養相談を行うサービス

IoT機器等を活用した在宅支援サービス

デイサービス・居宅介護支援の利用者宅に、センサー機器等を設置して、利用者の生活リズムを把握し、適切な生活リズムの維持・回復のための支援及び家族や関係する多職種での情報共有を行うサービス

想定される課題への対応

- モデル事業においては、以下のような想定される課題に対し、**利用者保護の観点から、介護保険サービスと保険外サービスの明確な区分を担保するため、3つの仕組み**により対応しました。

想定される課題

- 本来保険外サービスに盛り込むべきサービス内容が、要介護高齢者本人向けの介護保険サービスに紛れ込み、結果的に不適正な給付が増える可能性
- 要介護高齢者本人やその家族が、介護保険サービスと保険外サービスの区分を理解できなくなる可能性
- 要介護高齢者本人やその家族が、「自立支援」を目的として提供される介護保険サービスと、本人や家族のニーズに応じて提供される保険外サービスとの間で、サービスの趣旨が異なることを理解できなくなる可能性
- 要介護高齢者本人やその家族からのサービスの要求が多くなり、サービスを提供する訪問介護員等の負荷が過度に大きくなる可能性

対応策（P.4～）

1. 自立支援を阻害しない適切なケアマネジメント

- ケアマネジャーによる適切なアセスメントと保険外サービスのケアプランへの記載
- サービス担当者会議等を経ることにより、自立支援を阻害しない適切な支援内容を担保

2. 利用者と家族の確実な理解

- 保険外サービスについても書面による契約を徹底
- 利用者及びご家族に対して、契約内容や重要事項を説明
※家族不在の場合は、可能な限り担当ケアマネジャー等が立会い

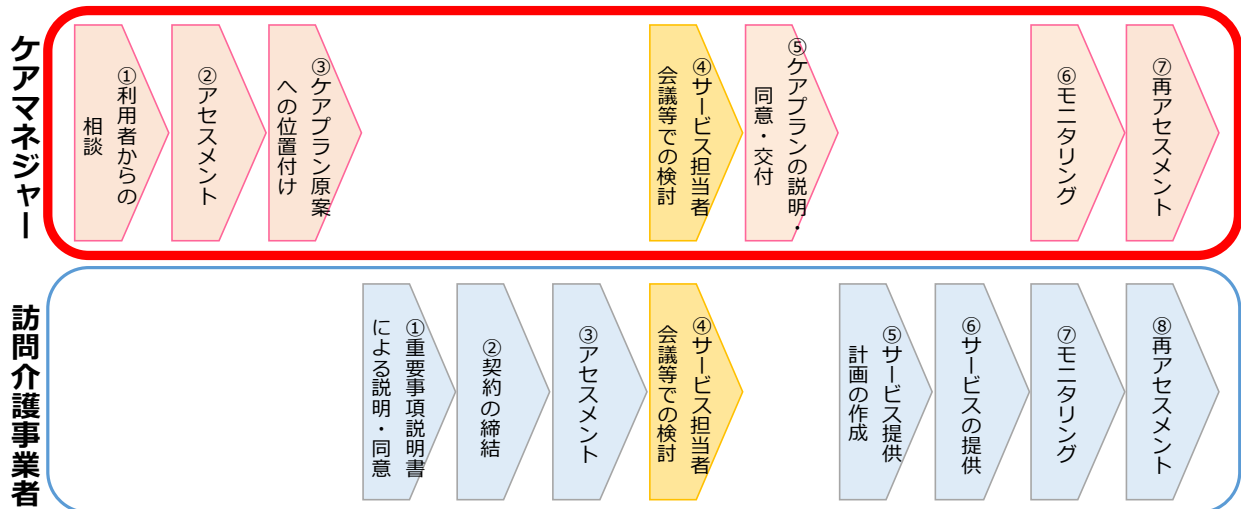
3. プランに沿った適切なサービスの提供

- ケアプランに沿ったサービス提供計画を作成し、利用者に交付
- サービス提供後は、提供記録により確認
- ケアマネジャーはサービス事業者からの報告等を基に、サービス提供の内容等を確認

モデル事業におけるサービス提供の流れ（ケアマネジャーの役割）

サービス提供の流れ（訪問介護の場合）

- 豊島区のモデル事業においては、利用者保護の観点から、ケアマネジャーが介護保険サービスだけでなく保険外サービスにもトータルに関与する仕組みを講じました。



ケアマネジャーの役割

①利用者からの相談、②アセスメント（⑦再アセスメント）

- 利用者及びその家族に関する情報を収集、整理して状況を分析し、生活課題を明らかにする
- 目標達成手段（サービス）の選択肢の1つとして、必要に応じて選択的介護の利用を検討する
- （再アセスメント時には）利用者及びその家族の変化に応じてサービスの見直しを行う

③ケアプラン原案への位置付け

- アセスメントの結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を選択的介護の保険外サービスも含めて記載する

④サービス担当者会議等での検討

- 選択的介護の利用も含めたケアプラン原案について、サービス担当者会議で情報の共有を図るとともに、専門的な見地からの意見を担当者に求める

⑤ケアプランの説明・同意・交付

- 当該ケアプラン原案の内容について、選択的介護も含め、利用者又はその家族に説明し、文書により利用者の同意を得る

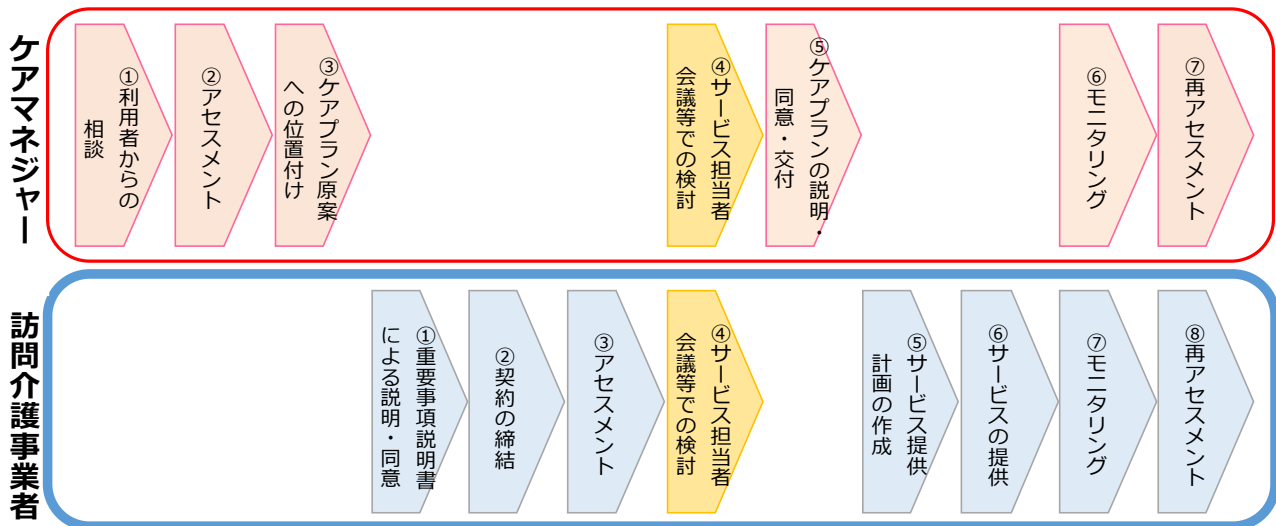
⑥モニタリング

- 利用者及びその家族の状態や環境の変化を把握する
- 選択的介護サービス事業者からの報告や利用者からの連絡等を元に、ケアプランに沿った選択的介護サービスの実施内容等の確認を行う

※介護支援専門員はケアプランに保険外サービスを位置づけるように努めなければならない（努力義務）とされており、基本的には従来のケアマネジメントの流れと同様です。なお、選択的介護では、指定居宅介護支援事業所と介護事業者との連絡が密になることにより、利用者の状態変化等をより把握しやすくなる等のメリットが確認されています。

モデル事業におけるサービス提供の流れ（介護事業者の役割）

サービス提供の流れ（訪問介護の場合）【再掲】



介護事業者の役割

①重要事項説明書による説明・同意（928通知に同様の規定あり）

- ・利用者又はその家族に対して、重要事項説明書を交付して説明を行い、同意（署名）を得る

②契約の締結

- ・書面によりサービス提供開始についての同意を得る
- ・契約の際には利用者保護の観点から、必要に応じてケアマネジャーの同席を求める

③アセスメント

- ・訪問介護のアセスメントとともに、選択的介護の保険外サービスの内容について必要なアセスメントを行う

④サービス担当者会議等での検討

- ・利用者や家族の状況等に関する情報を収集するとともに、ケアマネジャーや他の事業者との連携に努める

⑤サービス提供計画の作成

- ・ケアプランに位置付けられた選択的介護の保険外サービスについて、サービス提供計画を作成し、利用者又はその家族に対して、その内容を説明する
- ・文書で同意を得たあと、利用者に交付する

⑥サービスの提供

- ・サービス提供計画に沿って選択的介護の保険外サービスを提供する
- ・選択的介護の保険外サービスを提供した際に、提供日、提供時間、利用者の心身の状況等を記録したサービス提供の記録を作成する

⑦モニタリング、⑧再アセスメント

- ・サービス提供時の利用者の状況等に基づき、サービス提供計画の実施状況を確認し、評価する
- ・計画の実施状況や評価について、利用者に説明する。必要に応じてケアマネジャーに連絡する

モデル事業により得られた成果

- モデル事業の実施により、以下のような成果を確認することができました。

利用者及び家族の利便性・満足感・安心感が向上すること

- 一般的に利用者や家族の満足度は高く、サービス利用による利便性の向上、安心感が得られたとの意見が多く確認できました。

在宅生活の継続に資すること（自立支援を阻害しないこと）

- サービス内容及び対象者によっては在宅生活の継続に資する可能性が示唆されており、自立支援の理念に沿ったサービスとなる可能性が確認できました。
- サービスの利用が生活リズムの安定、利用者本人の意欲の向上など自立支援につながる事例がみられました。

ケアの効率や質的向上に資すること

- 利用者の情報をより詳細に把握することで、効果的なケアにつながることが確認できました。
- ケアプランに保険外サービスを位置づけることの有用性に対する認識が高まるなど、ケアマネジャーの意識の変容につながることが確認できました。

多職種連携の促進に資する可能性があること

- センサーデータに基づいた医療職への情報提供が処方の見直しにつながるなど、具体的な連携事例が確認できました。

より効果的な支援につながる可能性があること

- 保険外サービスを組み合わせることで、介護保険サービスの見直しが行われたケースもあり、より状況に応じたサービス提供につながった事例がみられました。
- センサーデータの活用により、利用者の生活環境の改善や提供サービスの見直しにつながった事例が複数みられました。

豊島区における取組み

事業周知・啓発等の取組み

- 豊島区では選択的介護モデル事業の実施にあたり、区民、ケアマネジャー、サービス事業者に対して、以下のような事業周知・啓発等の取組みを実施しました。

※下線部は、ケアマネジャーやサービス事業者独自の取組み

区民	ケアマネジャー	サービス事業者
<ul style="list-style-type: none"> ● 周知用パンフレットの配布 ● 介護サービス事業者ガイドブックでの周知 ● 周知用チラシを要介護認定通知に同封 ● 区広報紙およびホームページでの周知 ● 高齢者総合相談センター、民生委員、コミュニティソーシャルワーカー等への周知 ● 地域の活動団体による自主勉強会等での説明 	<ul style="list-style-type: none"> ● 選択的介護に関する研修の実施 ● ケアマネジャー向けガイドラインの作成・配布 ● 介護保険課内に選択的介護相談窓口の設置 ● <u>地域での自主勉強会の実施</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 選択的介護サービス事業者連絡会の設置 ● サービス事業者向けガイドラインの作成・配布 ● 弁護士による相談対応 ● <u>事業者独自のパンフレット作成</u> ● <u>地域での自主勉強会やICT見守り説明会の実施</u>

周知用パンフレットの作成

選択的介護の内容を利用者へ分かりやすく説明するためのパンフレットを作成



ガイドラインの作成・配布

サービス提供時のポイントを整理したガイドラインを作成し、ケアマネジャー、サービス事業者に配布



ケアマネジャー等への研修の実施

区内居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャー・区内訪問介護事業所に所属するサービス提供責任者等を対象に選択的介護の理解促進のため、研修や説明会を実施



※保険者の役割として、利用者保護の取組みは求められますが、上記のような事業周知・啓発等に関する取組みは各保険者が任意に実施するものです。今後、各保険者が選択的介護を実施するにあたっての参考となるように、豊島区で効果があった取組みを掲載しています。

～選択的介護を利用して～（利用者及びご家族の声）

- 利用者及びご家族からは、以下のような声が寄せられています。



利用者

- ヘルパーさんと話すことで寂しさが払拭され、楽しい時間を過ごすことができました。
- 自分ではとてもできない窓ガラスの掃除をしてもらっています。慣れているヘルパーさんが来てくれるので安心してお願いすることができています。
- 選択的介護を利用して、これからも自宅で暮らし続ける自信がつきました。
- 電子機器の操作方法を教えてもらい、自分のできることが増えました。また、操作方法をマスターしたことで、一人になったときやヘルパーさんが洗濯や買い物でそばにいないときの生活が便利になりました。

- いつも来てくれているヘルパーさんなので安心してお任せできました。
- 本人にとっては見守りがあることの安心感が精神的な安定につながっているようです。ヘルパーさんとコミュニケーションをとることを楽しんでいる印象もあります。
- カメラで生活の状況を確認できるので、仕事中でも安心できます。
- 通常の介護保険サービスの範囲よりも幅広い支援を提供してもらえることに魅力を感じています。
- ヘルパーさんが話し相手になってくれることでうつ症状が改善され、家族の負担を減らすことができました。



ご家族

～選択的介護を提供して～（ケアマネジャー及び介護事業者の声）

- 選択的介護をケアプランに位置付けたケアマネジャーや、選択的介護を提供している介護事業者からは、以下のような声が寄せられています。



ケアマネジャー

- 単なる自費サービスと異なり、ケアマネジャーの関与（事業者からの情報提供）が必須となっていることから、**情報共有が円滑に行える**ようになりました。
- 介護保険の枠内ではできない在宅生活継続のための支援を馴染みのヘルパーが行うことで、**ご利用者の意欲が高まり**、結果として、**自立支援に資するケアプランができた**と感じました。
- カメラやセンサーでの見守りを通じて、家族が利用者の生活実態をより把握できるようになり、結果として、**家族からの支援が増えたことで、ケアプランの見直しにつながりました**。

- 選択的介護の提供が**利用者との信頼関係の構築・コミュニケーションの充実につながり**、結果として身体介護等の介護保険サービスが円滑に実施できるようになりました。
- 事業所内で選択的介護の事例共有を行っており、**職員の視野の拡大やモチベーションの向上につながっています**。職員間での情報共有やコミュニケーションも増えています。
- 見守りサービスの導入により把握した利用者の生活状況をふまえて、夜間の訪問時間の見直しを行った結果、**訪問をより効果的・効率的に実施**できるようになりました。
- 介護保険サービスのみの提供では見えづらい**利用者の生活実態や考え方が把握できるようになったことで、提供するサービスの質の向上**につながりました。



介護事業者